

インターネットトラブルとスマートフォン使用に関する教員の意識調査

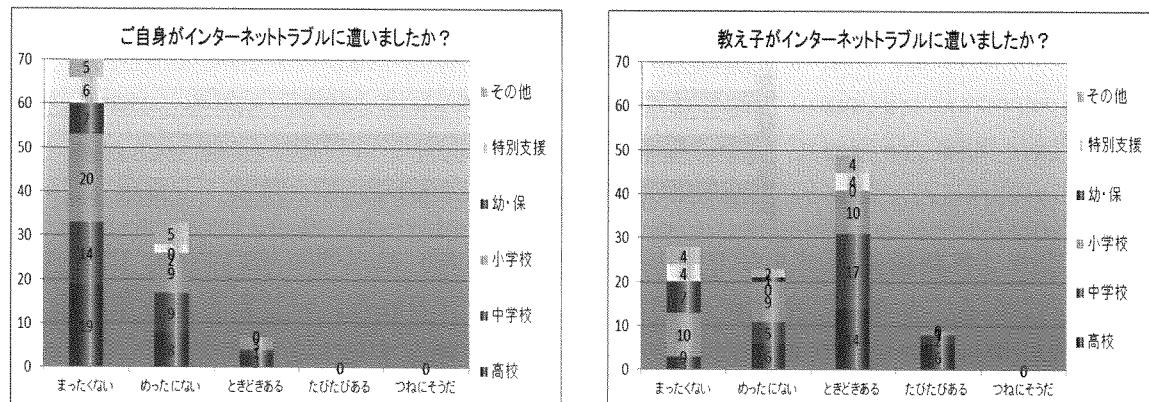
加藤 浩治¹

I. はじめに

2004年に長崎県佐世保市で起きた小学生女子児童殺害事件は、インターネットを介した交流によって加害女児の憎悪が増した事例として注目された。その後まもなく、情報モラル教育³⁾が文部科学省によって提起されるなど対策も進んでいるが、ICTの進展はさらに急速である。2007年に米国Apple社からiPhoneが発表され、日本国内においてもスマートフォンが普及し、高校生、中学生ら青少年の手に行き渡っている。スマートフォンはその携帯性とインターネットに常に接続できる利便性の高さから、発生するトラブルの態様が複雑となり、使い過ぎにより利用者に悪影響⁶⁾を与えていた。情報モラル教育は2009年3月、学習指導要領改訂により各教科で対応することと告知された。しかしながらトラブルは構造的に複雑になり、無料通信アプリを利用した仲間同士のいじめが相次いで報道され、中学生のネットいじめ体験²⁰⁾、高校におけるネットいじめの実態²¹⁾等の研究が報告されている。2016年から文部科学省の「教育の情報化加速化プラン」によって学校教育におけるICT利活用が推進され²⁹⁾、子供たちの情報リテラシー向上を目指しているが、こうした利活用推進と表裏一体でトラブル対策を行うことが必要である。

前年度にあたる平成28年度教員免許状更新講習選択科目「子どもたちの生活とインターネットトラブル」の前段120分において、インターネットトラブルに遭遇した経験が教員自身と教え子にどの程度あるか調査した結果を報告した¹⁾。図1に示すように、教え子、特に、中学生と高校生に多いことが明らかとなった。このことから平成29年度は教え子のトラブルに対する教員意識を調査し、本稿にて報告する。

図1. インターネットトラブル遭遇（教員と教え子） 平成28年調査



本稿の図の出典は全て、筆者の調査結果により自分で作成した。

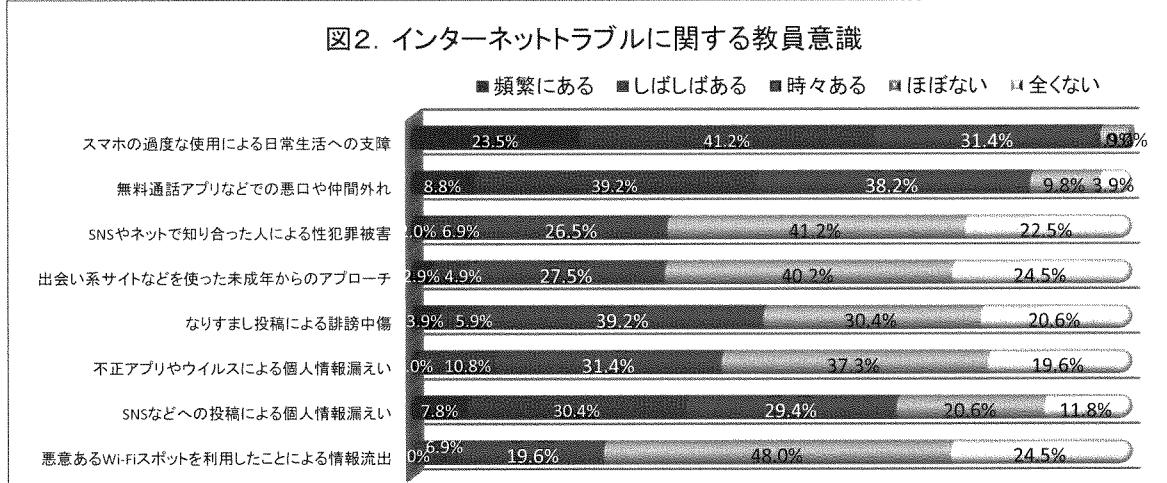
1 平成国際大学専任講師

II. インターネットトラブル事例

平成 29 年度講習においては、ICT とインターネットの基本技術、青少年のインターネットトラブル、スマートフォンの利活用と弊害、セキュリティの概要等について説明した。インターネットトラブルは様々な状況で起こり、原因も多岐にわたるため、その厳密な定義は難しい。そこで、講習ではトラブルに関する包括的な注意喚起資料として充実してきた総務省総合通信基盤局消費者行政第一課青少年担当が例年作成しているインターネットトラブル事例集平成 28 年度版を題材とした。その講習終了後、受講していた教員 120 余名に対し、担当している生徒児童たちのインターネットトラブルとスマートフォン使用の意識について、事例集を参考にアンケートの質問項目を用意した。調査用紙は無記名式であり、受講認定の評価に影響しないこと、回収箱を用意し提出は任意であることを説明する等、倫理に配慮して協力を依頼した。結果として、104（小学校 25、中学校 36、高校 35、特別支援⁸⁾の回答が得られた中から、まず教員意識を 5 件法で尋ねた結果を図 2、3 に示す。

第 1 設問「スマホの過度な使用による日常生活への支障」は事例集第 1 節「ネット依存」に配されている。就寝時間になってなお友人とのトークが深夜まで連日続き、睡眠不足になってしまい、朝がつらくなり、授業にも集中できなくなつてさらに、体調や成績に悪影響が出ているのに、友人とのトークがやめられない状態になった、という事例が記載されている。「過度な使用」という表現には、より大切なことができなくなるような使い方を含んでいると考えられる。回答率は、「頻繁にある」 23.5%，「しばしばある」 41.2%，「時々ある」 31.4% となり、96%余りの教員が過度の使用による支障を意識していることがわかった。

図2. インターネットトラブルに関する教員意識



第 2 設問の「無料通話アプリなどの悪口や仲間外れ」は「ネットいじめ」に配されている事例⁷⁾である。大津いじめ事件¹¹⁾が起きた後に施行された、いじめ防止対策推進法¹²⁾は、インターネットを通じて行われるいじめ¹⁰⁾をも対象とすることが明記されている。無料通話アプリなどの、読むだけで書き込まずにいたら一方的にグループからはずされてしまうなど、悪口や仲間外れに遭う事例が紹介されている。これは無料通信アプリの LINE などに備わっているグループトーク機能を使っているケースが多く²⁴⁾、特定の子の発言だ

け無視する、突然外すなど、いじめに発展する事例がある。この設問に対する教員の認識は高く、「頻繁にある」は 8.8%，「しばしばある」 39.2%，「時々ある」 38.2%と、肯定的回答率が 2 番目の高さとなった。

誘い出し・なりすましについて、「SNS やネットで知り合った人による性犯罪被害」、「出会い系サイトなどを使った未成年からのアプローチ」については、ともに肯定的回答が 3 人に 1 人程度と比較的低い回答率となっている。「なりすまし投稿による誹謗中傷」については、肯定的回答が約半数を占めている。

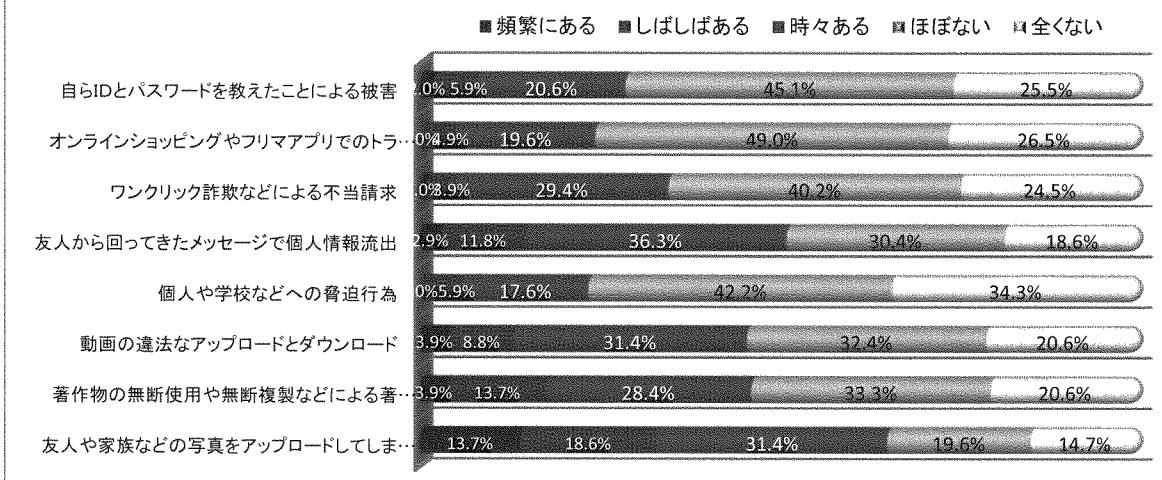
個人情報漏えい 4 事例の中では、「SNS などへの投稿による個人情報漏えい」が最も高く、およそ 6 割が肯定的回答となった。その他の 3 事例、「不正アプリやウイルスによる個人情報漏えい」、「悪意ある Wi-Fi スポットを利用したことによる情報流出」、「自ら ID とパスワードを教えたことによる被害」、はいずれも半数に満たない。

ネット詐欺、「オンラインショッピングやフリマアプリでのトラブル」、「ワンクリック詐欺などによる不当請求」について、認識率は 2 割から 3 割程度にとどまっている。

チェーンメールに関する事例で、「友人から回ってきたメッセージで個人情報流出」を挙げて質問したところ、「頻繁にある」 2.9%，「しばしばある」 11.8%，「時々ある」 36.3% と、肯定的回答率が約半数となった。従来からのチェーンメールに加え、無料通信アプリ LINE のグループ機能を利用してバトンの受け渡しのように自らの個人情報を書き込んで送信を順に申し送る、ゲーム感覚のコミュニケーションが開始されると、当人だけそれを避けることが困難な状態に陥ることがあるが、それらの情報が外部に漏れだすことがあり危険である。

著作権・肖像権侵害については、事例集で「動画の違法なアップロードとダウンロード」において、少年が映画のデータを無許可で公開し、著作権法違反で自宅に警察が捜査に訪れる例が記載されている。今回の調査では、「著作物の無断使用や無断複製による著作権侵害」という設問を用意した。どちらも肯定的回答が半数程度となっているが、これらは重複的な部分が多いことが一因かもしれない。教員の認識として際立って高い比率ではないものの、青少年が法に触れる行為をすることへの意識が高いと読み取れる。総務省の事例集では著作権に触れているが、肖像権については見出しにあるだけなので、今回は筆者が

図3. インターネットトラブルに関する教員意識



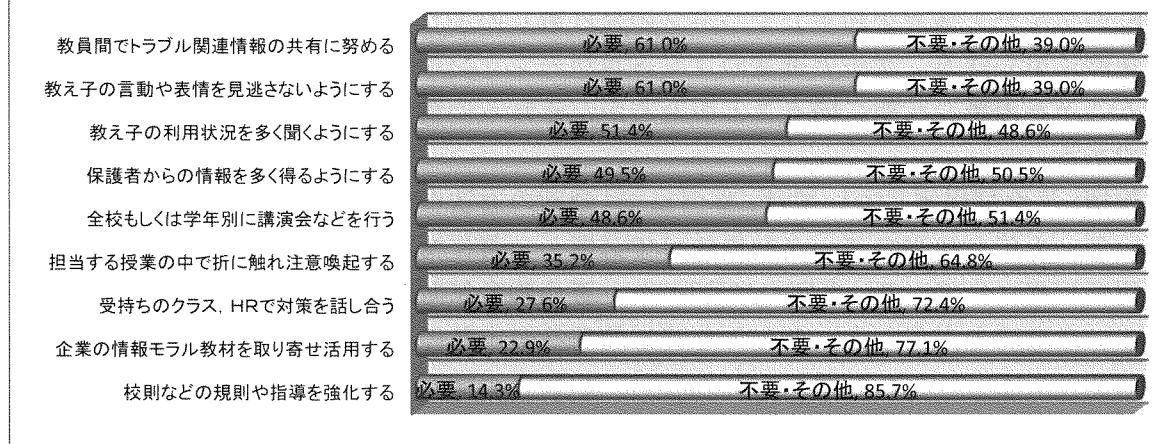
「友人や家族などの写真をアップロードしてしまう肖像権侵害」という質問を設定した。「頻繁にある」13.7%, 「しばしばある」18.6%, 「時々ある」31.4%と、3人に1人程度が肯定的回答となっており、著作権に比べ肖像権侵害の問題がより高い認識率を示すことがわかった。

最後に記載されているのは、個人や学校などへの脅迫行為として、嫌がらせを呼びかける投稿をして投稿者が特定され地域にも迷惑をかける事例となっている。このような事例は発生頻度が高くないことが予想されるため、今回の調査では見送ったが、不用意な書き込みに関しては、教員としても注意が必要である。

III. インターネットトラブル対策

担当の児童生徒がインターネットトラブルに対し、教員はどのような対策を必要と考えているのか、用意した9設問に対する必要性を2件法で調査した結果を図4に示す。

図4. インターネットトラブル対策に関する教員意識



「教員間でトラブル関連情報の共有に努める」、「教え子の言動や表情を見逃さないようにする」は「必要」がともに61.0%と最高を示した。児童生徒が遭遇するトラブルは多岐に渡るため、例えば学級担任に直接的に寄せられる情報だけでは不十分であることが想定され、教員間での情報共有が必要との意識が高いものと思われる。また、子どもである当事者にとって、トラブルに遭遇したと申し出ることは容易でない場合もあるので、生徒児童の表情や言動を見過ごすことなく注意を払うことに意味があると考えられる。これに次いで、「教え子の利用状況を多く聞くようする」51.4%, 「保護者からの情報を多く得るようにする」49.5%とおよそ半数が必要性を認識している。文部科学省の通達によれば、原則として、小・中学校においては携帯電話・スマートフォンの持込みが禁止されており⁸⁾、高校において持込みは認められていても使用は禁止されており、これに準じた規則で運営している学校が多い。したがって教員自らが生徒児童のスマートフォンおよびインターネット利用状況を直接的に見聞することは稀である。そこで、児童生徒から利用状況を聞くことは、トラブルを未然に防ぐために必要であるとともに、児童生徒本人が気づかぬ

いうちに巻き込まれているトラブルから救うために必要と考えられる。また、保護者からの情報を得る等、相互の情報交換によって実態を適切に把握し、トラブルを回避することが期待される。

「全校もしくは学年別に講演会などを行う」は48.6%となった。講演会のように普段の授業とは異なる情報の提供を得て、児童生徒が注意することに気づいて改善することが多少なりとも見込まれる。できるならば、その講演会の前に問題提起をして注意と関心を高め、講演会の後に学級単位で意見交換を行うことにより効果が向上するのではないだろうか。

「担当する授業の中で折に触れ注意喚起する」、「受持のクラス、HRで対策を話し合う」については、およそ3人に1人の回答率であった。改訂された学習指導要領に「情報モラル教育は各教科で実施」と明記されており⁴⁾、それを通じてインターネットトラブル対策につながることを目指しているが、これのみをもって十分と思い込むことで実際に起こっているトラブルを看過することがないよう注意したい。

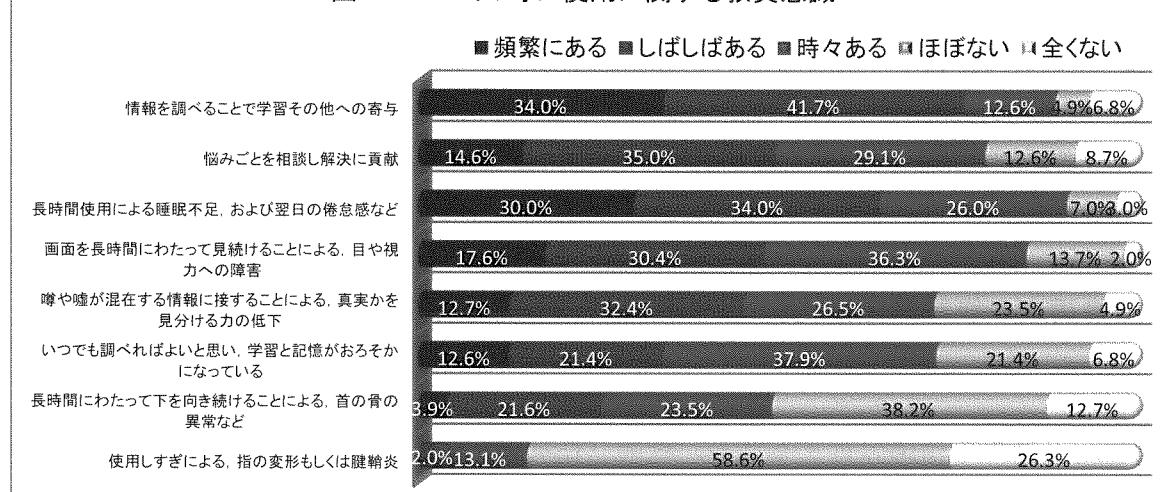
インターネット関連企業の中には、情報モラル教材を開発し無料で提供している。「企業の情報モラル教材を取り寄せ活用する」については22.9%が必要と回答しており、こうした教材を利用して対策に役立てるという意識が確認された。

最後に「校則などの規則や指導を強化する」を必要と回答したのは14.3%で、今回調査において最低であった。子どもたちが遭遇するインターネットトラブルの対策として、校則・規則・指導というものが効果的でないとの意識が支配的であるものと考えられる。一方、校則をはじめ規則を設けることによって効果的にトラブルを避けられないものかどうか、再検討の余地を残している。

IV. スマートフォン使用に関する意識

スマートフォンの普及によって青少年はインターネットに常時接続が可能な状況にあるため、利活用する目的とは別に、誤った使用によるトラブルや使い過ぎによる悪影響を受ける事例が発生している。そこで、利活用と悪影響について問う8質問を用意し、5件法で調査を行った。

図5. スマートフォン使用に関する教員意識



「情報を調べることで学習その他への寄与」への肯定的回答は、「頻繁にある」34.0%, 「しばしばある」41.7%, 「時々ある」12.6%である。肯定的回答がほぼ9割となり、スマートフォンを使って様々な情報を調べる意識を持っていることが確かめられた。

次に、「悩みごとを相談し解決に貢献」は肯定的回答が約8割とやはり高率で、教え子たちが悩み事を解決できると認識されている様子がうかがえる。スマートフォン使用について、報道によって悪影響がしばしば伝えられるが、利用者へのメリットからも目をそらさないよう注意しながら悪影響を回避する方策を見出すことが必要ではないだろうか。

以降は、悪影響に関する認知を問うている。「長時間使用による睡眠不足、および翌日の倦怠感など」については、30.0%が「頻繁にある」と答えており、「しばしばある」34.0%, 「時々ある」26.0%と合わせて実に90.0%に認識がある。今回調査の悪影響の中でも最高となっており、睡眠不足が多くの青少年に広がっている様子がうかがえる。厚生労働省の睡眠調査によると、過去10年間で国民の睡眠時間の不足が有意に認められているが、成長期にある子供たちにとって睡眠不足はより多くの弊害を生む原因になると考えられる。

「画面を長時間にわたって見続けることによる、目や視力への障害」については、84.3%が影響を認識している。文部科学省による学校保健調査によると、生徒児童の視力は数十年の長い期間で低下している。スマートフォンを手にした子供たちがインターネットを介したコミュニケーションや動画再生、ゲーム等の面白さに興じている場所は基本的に学校外であるが、視力と睡眠を阻害されていることは多くの学校教員に認知されていることがわかった。

「噂や嘘が混在する情報に接することによる、真実かを見分ける力の低下」については、およそ7割が認識している。教科書や新聞などに比べて発信が容易なTwitter等は、匿名もしくは偽名で発信することが可能であり、発言の根拠を記述する必要がないことから、受け取った情報が真実であるかどうかよりむしろ面白いかどうかに関心がシフトしているように感じられる。こうした情報に接する時間が増加する一方で、読書やニュース報道などに接する時間が減少しているのであれば、真実を見分ける力が低下するのみならず事実を訴求する意欲までも減少することが懸念される。

「いつでも調べればよいと思い、学習と記憶がおろそかになっている」という項目は、便利な情報機器を手にしたことで覚えておかなくてもいつでも調べられると思い込み、学習意欲が低下¹⁹⁾していると懸念されることに対し全体としておよそ7割の教員がこうした状況を認識していることがわかった。

「長時間にわたって下を向き続けることによる、首の骨の異常など」については、約半数の認識があり、「使用しすぎによる、指の変形もしくは腱鞘炎」については、15.1%にとどまった。こうした症状の発生率が高くないことを示しているものと考えられるが、骨や腱に異常が出ることは重い症状であるので、十分に気をつける必要がある。

V. 意識調査の統計的考察

クロス集計

今回の調査結果を相関分析するため、表側「性別2、学校種4、担当教科11」、表頭「ト

ラブル事例 16、スマートフォン使用 8」と項目数を設定し、クロス集計を行った。この中から、p 値が十分に小さく、有意に独立性が棄却され相関性があるものを示す。

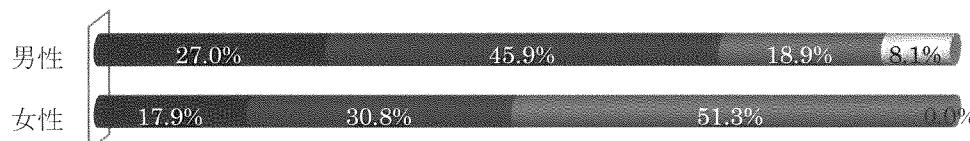
図 6. クロス集計の概要

項目1	項目2	クラメール 連関係数	p値	判定
性別	スマホの過度な使用による日常生活への支障	0.3736	0.0141	[*]
性別	無料通話アプリなどの悪口や仲間外れ	0.2935	0.1674	□
性別	SNSやネットで知り合った人による性犯罪被害	0.2060	0.5345	□
性別	出会い系サイトなどをを使った未成年からのアプローチ	0.1772	0.6708	□
性別	なりすまし投稿による翻訳中傷	0.1513	0.7877	□
性別	不正アプリやウイルスによる個人情報漏えい	0.1485	0.7910	□
性別	SNSなどへの投稿による個人情報漏えい	0.1374	0.8413	□
性別	悪意あるWi-Fiスポットを利用したことによる情報流出	0.2665	0.1494	□
性別	自らIDとパスワードを教えたことによる被害	0.1325	0.6596	□
性別	オンラインショッピングやフリマアプリでのトラブル	0.0571	0.9690	□
性別	ワンクリック詐欺などによる不当請求	0.1485	0.7981	□
性別	友人から回ってきたメッセージで個人情報流出	0.1311	0.8602	□
性別	個人や学校などへの脅迫行為	0.1799	0.4768	□
性別	動画の違法なアップロードとダウンロード	0.1139	0.9177	□
性別	著作物の無断使用や無断複製などによる著作権侵害	0.3205	0.0889	□
性別	友人や家族などの写真をアップロードしてしまう肖像権侵害	0.2506	0.3113	□
性別	情報を調べることで学習その他の寄与	0.0968	0.9497	□
性別	悩みごとを克服し解決に貢献	0.1080	0.9249	□
性別	使いすぎによる、指の変形もしくは腱鞘炎	0.1845	0.4237	□
性別	画面を長時間にわたって見続けることによる、目や視力への障害	0.3684	0.0335	[*]
性別	長時間にわたって下を向き続けることによる、首の骨の異常など	0.2758	0.2101	□
性別	長時間使用による睡眠不足、および翌日の倦怠感など	0.2196	0.4532	□
性別	嘲や嫌が混在する情報に接することによる、真実かを見分ける力の低下	0.2445	0.3375	□
性別	いつも躊躇すればよいと思い、学習と記憶があろそかになっている	0.2190	0.4422	□
学校種	スマホの過度な使用による日常生活への支障	0.2074	0.1610	□
学校種	無料通話アプリなどの悪口や仲間外れ	0.2134	0.3232	□
学校種	SNSやネットで知り合った人による性犯罪被害	0.2246	0.2422	□
学校種	出会い系サイトなどをを使った未成年からのアプローチ	0.2236	0.2412	□
学校種	なりすまし投稿による翻訳中傷	0.1915	0.5285	□
学校種	不正アプリやウイルスによる個人情報漏えい	0.2426	0.1265	□
学校種	SNSなどへの投稿による個人情報漏えい	0.2408	0.1355	□
学校種	悪意あるWi-Fiスポットを利用したことによる情報流出	0.1982	0.2257	□
学校種	自らIDとパスワードを教えたことによる被害	0.1776	0.6713	□
学校種	オンラインショッピングやフリマアプリでのトラブル	0.1035	0.9653	□
学校種	ワンクリック詐欺などによる不当請求	0.1448	0.9042	□
学校種	友人から回ってきたメッセージで個人情報流出	0.1744	0.6918	□
学校種	個人や学校などへの脅迫行為	0.2122	0.1408	□
学校種	動画の違法なアップロードとダウンロード	0.2337	0.1960	□
学校種	著作物の無断使用や無断複製などによる著作権侵害	0.1972	0.4733	□
学校種	友人や家族などの写真をアップロードしてしまう肖像権侵害	0.2273	0.2232	□
学校種	情報を調べることで学習その他の寄与	0.2840	0.0178	[*]
学校種	悩みごとを克服し解決に貢献	0.2417	0.1253	□
学校種	使いすぎによる、指の変形もしくは腱鞘炎	0.1677	0.5069	□
学校種	画面を長時間にわたって見続けることによる、目や視力への障害	0.2084	0.3577	□
学校種	長時間にわたって下を向き続けることによる、首の骨の異常など	0.2239	0.2315	□
学校種	長時間使用による睡眠不足、および翌日の倦怠感など	0.1986	0.4682	□
学校種	嘲や嫌が混在する情報に接することによる、真実かを見分ける力の低下	0.1903	0.5409	□
学校種	いつも躊躇すればよいと思い、学習と記憶があろそかになっている	0.3046	0.0063	[**]

クロス集計「性別 × スマホ過度使用認識」については、5 件法で用意した選択肢「全くない」に回答がなかったため、項数 2×4 のため自由度 3 となる。カイ二乗値 10.61 と計

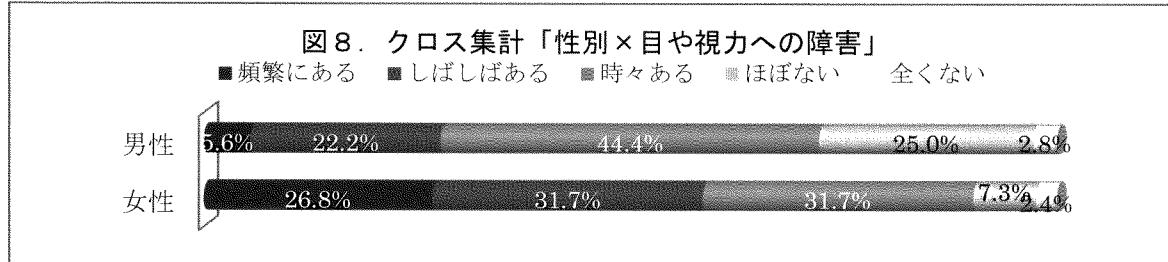
図 7. クロス集計「性別 × スマホ過度使用認識」

■頻繁にある ■しばしばある ■時々ある ■ほぼない

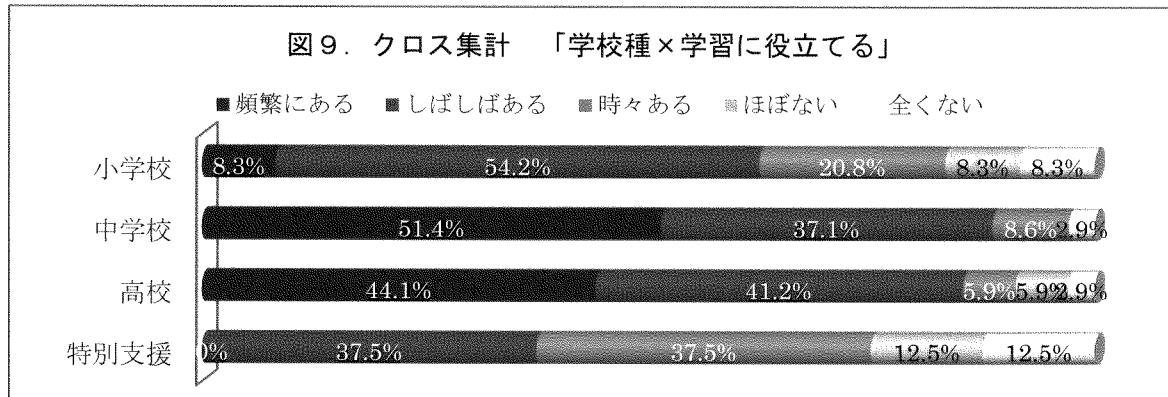


算され、p 値が 0.0141 となることから、95%以上の信頼性で独立性が棄却されるため相関性が認められる。スマートフォン使い過ぎによる生活への支障について、女性教員は全回答者が意識を有しており、これに対し男性教員は「頻繁にある」との回答が女性教員より高い一方で「全くない」との回答まであり、性別による意識分布の相違が確かめられた。

次に、クロス集計「性別 × 目や視力への障害」については、自由度 4、カイ二乗値 1045 となり、p 値 0.0335 から同様に相関が認められた。スマートフォンの使いすぎによる目や視力への悪影響について、女性教員の関心が強いことがわかった。

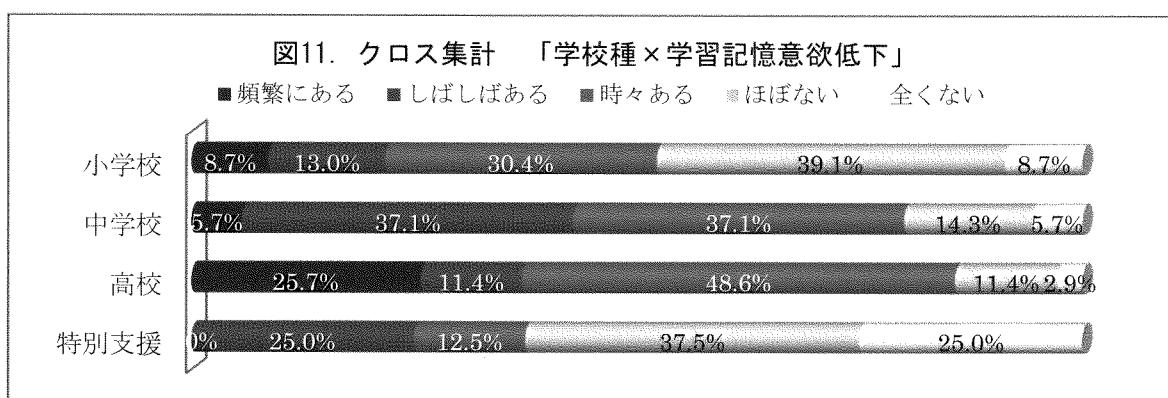


クロス集計「学校種 × 学習に役立てる」については、学校種 4、段階 5 から自由度 12.00、カイ二乗値 24.43 となり、p 値 0.0178 から相関が有意と認められる。



このことから、小学校と特別支援学校に比べ中学校と高校において教員はスマートフォンを学習などに役立てる意識が有意に高いことがわかった。

クロス集計「学校種 × 学習記憶意欲低下」については、自由度 12.00、カイ二乗値 28.12、p 値 0.0053 から 99%の信頼性で相関が認められた。これは、今回調査のクロス集計 72 件の中で最も高い相関性である。



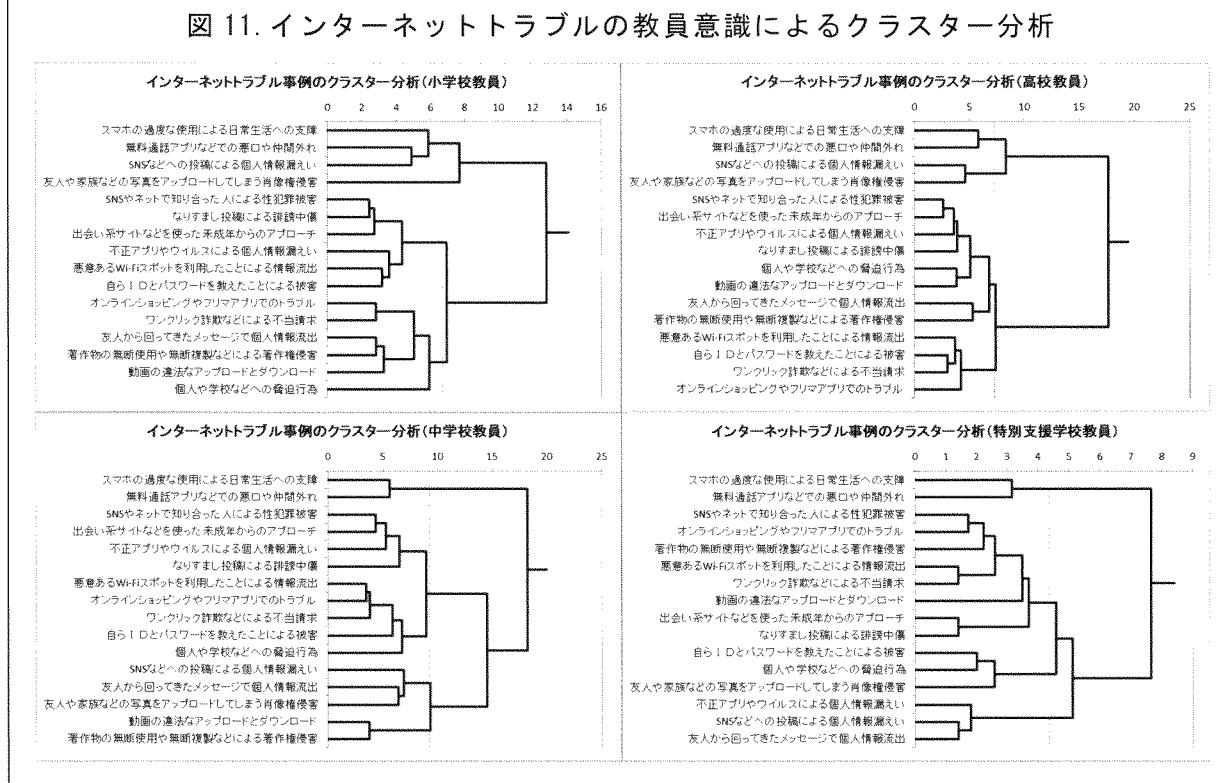
この相関性の高さをもたらす原因是、中学校と高校の学習記憶意欲低下の認識が高いこ

とにあると考えられる。高校に関しては4人に1人が意欲低下を「頻繁にある」と回答しており、他の学校種と比較して突出している。今回の調査では、スマートフォン使用によって学習や記憶する意識の低下を意識している様子が確認された。

クラスター分析

次に、インターネットトラブル事例を学校種別の教員意識によってクラスター分析による分類を試みた。クラスター分析は教員の回答数値の差異を指定した距離計算によって分類する多変量解析の一手法であり、教員意識によるトラブル事例を視覚的に評価することが可能となる。今回はユークリッドの距離を用い、合併後の計算はウォード法を適用、クラスター数を4と設定した。

図 11. インターネットトラブルの教員意識によるクラスター分析



クラスター分析は距離計算を行う必要があることから有効回答数はそれぞれ、小学校 24、中学校 35、高校 35、特別支援 8 となった。その結果を図 11 に示す。中学校と特別支援学校の第 1 クラスターが「スマホの過度な使用による日常生活への支障」、「無料通話アプリなどでの悪口や仲間外れ」の 2 項目となっているが、小学校と高校はこれらに「SNS などへの投稿による個人情報漏えい」、「友人や家族などの写真をアップロードしてしまう肖像権侵害」の 2 項目が加わっている。特別支援学校の場合、第 4 クラスターに「不正アプリやウイルスによる個人情報漏えい」、「SNS などへの投稿による個人情報漏えい」、「友人から回ってきたメッセージで個人情報流出」が集約的に分類された。このことは、他の学校種と比較して当該学校が生徒の個人情報流出に関し、原因より事例を重視していることがわかる。学校種を小中高に限って比較したところ、小学校と高校の第 1 および第 2 クラスターの 4 項目が完全一致するなど類似性を示す結果が得られた。

平成 29 年 5 月 1 日現在の学校基本調査の速報値（平成 29 年 8 月 3 日公表）により作成

した埼玉県立特別支援学校における小学児童数が 2,397, 中学生徒数が 1,496, 高校生徒数が 3,309 となっていることから、学年平均児童生徒数は小学 399.5, 中学 498.7, 高校 1,103.0 である。つまり、特別支援学校の生徒数比率は高校生年齢が多いが、分類結果は中学と近い傾向を示している。

V I. 結論

今回のインターネットトラブル教員意識調査によってわかったことを以下に集約する。

教え子のインターネットトラブルで、「スマホの過度な使用による日常生活への支障」が最多となったことは、子どもたちにスマートフォンが普及してその影響を教員が強く認識していることがわかった。これに、「友人や家族などの写真をアップロードしてしまう」、「無料通話アプリなどでの悪口や仲間外れ」、「SNS などへの投稿による個人情報漏えい」が高い回答で続いているが、これらも従来型のインターネット利用よりスマートフォンによる利用が大きいと考えられる。

インターネットトラブル対策については、「教員間でトラブル関連情報の共有に努める」と「教え子の言動や表情を見逃さない」がともに 61.0%と最高であり、「教え子の利用状況を多く聞くようとする」、「保護者からの情報を多く得るようにする」、「全校もしくは学年別に講演会などを行う」についても半数に近い回答が得られた。また、回答率が低いなかにも筆者には重要と思われる対策があるので、講習などにおいては今回の結果を活用することにしたい。

スマートフォン使用に関する教員意識調査の結果から、「情報を調べることで学習その他への寄与」が最多の回答を得られた。スマートフォンがトラブルの原因となりうる認識が定着する一方で、学習などに利活用する方法に期待が寄せられる。「長時間使用による睡眠不足および翌日の倦怠感など」、「画面を長時間にわたって見続けることによる目や視力への障害」が続いて高い回答率となっている。しかしその次には、「悩み事を相談し解決に貢献」が続いており、スマートフォンによって悩みごとの解決が期待されている。

意識調査のクロス集計によって有意な相関性が認められる 4 組を確認することができた。中でも「スマホの過度な使用による日常生活への支障」が性別による意識の相違の分布が異なっていることがわかった。女性教員は全てが認識しているのに対し、男性教員は認識がない者から頻繁にある者まで広く分布している。この原因の把握に努める一方で、トラブルと悪影響回避の意識の差が対策の差になる可能性について確認する必要がある。次に、男女「学校種」と「学習に役立てる」のクロス集計については、中学校と高校の教員意識が特に高いということがわかった。今後、スマートフォンが小学生に普及することが予想されるが、この傾向が小学校教員に及ぶものであるかどうか注視したい。スマートフォンによっていつも調べることができるため記憶する気持ちが低下しているのではないかとの意識については、高校教員が特に高く、中学校教員の意識は「頻繁にある」が 5.7%にとどまった。以上のように、スマートフォン使用による影響を教員意識から調査した結果として、学校種によって利活用というメリット面、支障や悪影響といったデメリット面において差異が認められた。

クラスター分析については、小学校と高校の教員意識に類似傾向が認められた一方、特別支援学校教員は中学校に類似していることがわかった。その原因を特定するためには、学校種による教員意識の他に、学校種による実際のトラブル事例の現状を調査することが必要と考えられる。

総括すると、インターネットトラブルおよびスマートフォン使用に関する教員の意識には学校種によって内容的に特徴があるものの、有益に利活用することに向けた期待が特に中学生と高校生に対して大きい一方で、教え子をトラブルと長時間使用による悪影響を不安視する意識を確認することができた。今後は、こうした統計的考察を多角的に進めることで講習等に役立つ基礎データを確かなものにしてゆくとともに、利活用を目指しつつ悪影響を回避するための方法について研究を進めてゆくこととしたい。

【参考文献・引用サイト】

- 1) 加藤浩治『ICTとインターネットトラブルに関する初等中等教育教員の認識』平成国際大学教職支援センター紀要：教職研究,第2号 2017年3月,pp.221-233.
- 2) 総務省『インターネットトラブル事例集（平成28年度版）』
http://www.soumu.go.jp/main_content/000447492.pdf
- 3) 文部科学省『情報モラルの教育について』2004年12月7日,
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dai28/28siryou1.pdf>
- 4) 藤村 裕一『新学習指導要領における情報モラル教育に向けてー全ての教員が情報モラルを指導するためにー』鳴門教育大学大学院分科会A1,
http://www.cec.or.jp/e2e/sympo/22sympo/resume/P010-011_A1.pdf
- 5) 青少年インターネット環境整備法, 2009年4月施行(主務官庁：内閣府・総務省・経済産業省),
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/taisakumd/_icsFiles/afieldfile/2015/10/30/1356354_001_1.pdf
- 6) 藤川大祐『スマートフォンの普及とメディアリテラシー教育：“Spread of Smartphones and Media Literacy Education”』モバイル学会, 2013年.
- 7) 富田拓郎『ネットいじめ：展望と今後の課題』臨床精神医学 45(10):1217-1224,2016.
- 8) 文部科学省『児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について（通知）20文科初第49号』2008年7月25日,
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku_kondan/kaisai/dai5/sankou3.pdf
- 9) 内閣府『青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律』（平成二十年六月十八日法律第七十九号，最終改正：平成二一年七月八日法律第七一号），<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H20/H20HO079.html>
- 10) 文部科学省『「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）』2008年11月,
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08111701/001.pdf
- 11) 日本経済新聞『大津いじめ事件、同級生2人を書類送検 暴行容疑』2012/12/27,
http://www.nikkei.com/article/DGXNASHC27026_X21C12A2000000/
- 12) 文部科学省初等中等教育局長・同省高等教育局長『いじめ防止対策推進法の公布について（通知）』25文科初第430号, 平成25年6月28日,
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337219.htm
- 13) 佐賀県教育委員会『学校教育ネットワークに係る不正アクセス被害』2016年6月27日,
<http://www.pref.saga.lg.jp/kyouiku/kiji00348361/index.html>

- 14) 文部科学省生涯学習政策局 情報教育課『教育情報セキュリティの現状』
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/09/29/1377636_04_1.pdf
- 15) 文部科学省『ケータイ&スマホ、正しく利用できていますか？高校生版』2016年,
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/taisaku2016/1367572.htm
- 16) 坪田一男『ブルーライト体内時計への脅威』集英社新書, 2013年11月.
- 17) 松井孝嘉『「スマホ首」が自律神経を壊す』祥伝社新書, 2016.
- 18) 文部科学省・国立教育政策研究所『平成26年度全国学力・学習状況調査の結果』
2014年8月, <https://www.nier.go.jp/14chousakekkahoukoku/summaryb.pdf>
- 19) 横田晋務・川島隆太『やつてはいけない脳の習慣』青春出版社, 2016年.
- 20) 内海しょか『中学生のネットいじめ、いじめられ体験－親の統制に対する子どもの認知、
および関係性攻撃との関連－』教育心理学研究, 58, 12-22. 2010.
- 21) 原田恵理子『高校生におけるネットいじめの実態』東京情報大学研究論集
Vol.17, No.1 pp.9-18, 2013.
- 22) 小寺 敦之『日本における「インターネット依存」調査のメタ分析』情報通信学会誌, 31卷4号 p. 51-59, 2014.
- 23) 三島等『ネット上のトラブルや「いじめ」に関する報告』名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要, Vol.57, 61-69, 2010.
- 24) 酒井・塩田『中学生のネットトラブルへの対応方法に関する分析—LINEのグループトークを事例に—』静岡大学大学院授業実践開発研究 第8巻, 2015.
- 25) 山本・勝木・本村・本郷『情報モラル教育に関する国の動向と教員の意識調査』
Journal of Integrated Center for Clinical and Educational Practice. Vol.16, p.1-8, 2017.
- 26) 衆議院資料『改正「青少年インターネット環境整備法」の概要』
[\\$File/193hou20siryou.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/housei/pdf/193hou20siryou.pdf)
- 27) ムハンマド・エルサルヒ, 村松太郎, 樋口進, 他『インターネット依存の概念と治療』BRAIN and NERVE 68(10); 1159-1166: 2016.
- 28) Griffiths MD, A 'Components' model of addiction within a biopsychosocial framework, J of substance Use 10;191-197:2005.
- 29) 文部科学省『教育の情報化加速化プラン～ICTを活用した「次世代の学校・地域」の創生～文部科学大臣決定』2016年7月29日.
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/07/_icsFiles/afieldfile/2016/07/29/1375100_02_1.pdf